

第198回内水面漁場管理委員会

- 1 日時 平成20年7月22日（火）午後1時30分から
- 2 会場 ホテル信濃路
- 3 出席者
 - 漁場管理委員13名
漁業者代表：三枝守、中澤章、古川薫美、松木照武、松本義明
採捕者代表：塩澤美芳、橋詰武、増澤久和
学識経験者：沖野外輝夫、片野修、竹原文子、平林公男、水口憲哉
 - 事務局
中村書記長 他3名
- 4 会議事項
 - (1) 遊漁規則の一部改正について
 - (2) 区画漁業権免許内容の事前決定について
 - (3) 平成19年度増殖事業の実績について
 - (4) 平成20年度増殖事業指示の変更について
 - (5) オオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査基準について
 - (6) オオクチバス等再放流禁止の周知について
 - (7) その他

沖野会長のあいさつ、中村書記長新任のあいさつ 議事に入る。

沖野会長 それでは早速議事に入りたいと思います。一番最初に、毎回ですが、議事録署名委員の指名をさせていただきます。松木委員、増澤委員にお願いしますが、よろしく願いいたします。

それでは(2)の議事ですが、遊漁規則の一部改正について、これは諮問事項に対する答申ということになると思いますが、事務局の方でご説明、お願いいたします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 ありがとうございます。まず第1件目の方ですが、地域の名称変更ということで変更したいということですが、これについては何かご質問がありますでしょうか。

出席者一同 なし。

沖野会長 それでは申請のとおり認可してよいという旨の答申をしたいと思います。2番目の方は投網の禁止区域の問題ですが、これについて、ご質問いかがでしょうか。犀川漁協の投網の禁止区域の設定ということです。よろしいでしょうか。もし特にご異論がなければ、申請のとおり、よいということで答申したいと思います。それではその2つの点については、今のような形で答申させていただきます。どうもありがとうございました。

では(3)の議事ですが、これも同じように諮問事項ですけれども、区画漁業権免許内容の事前決定について、資料は資料2の方ですね。では事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 ありがとうございます。区画漁業権というちょっと聞きなれない名前なんですけど、現実には、茅野にある白樺湖と、それから諏訪湖の網生けすです。この内容だと思いますが、区画漁業権の更新ということですから、何かその点についてご質問ございますでしょうか。

水口委員 水口ですけれども。白樺湖の場合には、これは土地改良区が区画漁業権ということで、ここは、内水面漁業協同組合はないわけですよ。第5種共同漁業権は免許されていないということですね、区画漁業権だけという。そうすると区画漁業権というのは、そういう第5種共同漁業権の認可されている内水面漁業協同組合じゃなくてもいいわけですね。

事務局 そのとおりです。

水口委員 そういうことですね。普通の民間の業者でも、この区画漁業権というのは許可されることはあるわけですね。

事務局 可能性としてはあります。

水口委員 それは何か資格があるんですか、これは。

事務局 詳しくいきますと、順番というか、資格の優先順位はございますし、あとそのエリアの土地の所有とか、そのような問題もありますので、この場合、土地改良区が、この池の平地改良区が白樺湖を所有しておりますので、そういう感じでできますので。だれでもできるというわけではございませんが、水口委員のおっしゃるように、漁業協同組合でなくても免許されます。

水口委員 わかりました。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。諏訪湖の方は、私もそばにいるもので、当初は100面以上あったんですね、20年前ぐらいですね。

事務局 そうですね、大分前だと思いますが。

沖野会長 それが湖沼法の湖沼浄化計画にのっとって、年々減らしてきていると。現実には、今、何面ぐらいあるんでしょう。

事務局 現実には、今、14面なんですけれども。諏訪湖漁協の方に意見照会した際には、若干ちょっと増やしたいような考えもあるとは言っていました。蓄養のための面数としてですけれども、可能性はないわけではないという形でした。現在は14です。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか、何か。

古川委員 古川です。ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですけども。この区画漁業権というのと、普通の内水面の漁業権と、その違いがあるということ自体が、何でその、どういう経過があってこういうものが存在、例えば野尻湖さんとか、湖だけど普通の内水面の漁業協同組合というのがあって、普通の河川の方のものと一緒にわけですね。どうしてここだけというか、県内2カ所だけ区画漁業権という別のものが存在するのか、ちょっとわからないので教えていただけますか。

事務局 事務局で説明が足りなくて申しわけありません。まず漁業権というのは、大きく分けて共同漁業権というものと区画漁業権というものがございまして。共同漁業権というのは、い

わゆる川や湖や海にいる魚をとるための漁業権です。区画漁業権というのは、基本的にその魚をある程度飼育するという内容の漁業権なんです。川や湖にある内水面は、第5種共同漁業権と言いまして、5ということは、1種から4種までございます。今ちょっとここではいろいろ、すべてご説明申し上げませんが、基本的に共同漁業権は、漁業の、とるための漁業権であるというふうにお考えください。これはもう法律でそういうふうに区分けをただけです。そういうふうに分けて、漁業権というのはそういう設定をしましょうという形になっております。申しわけございません、説明が足りなくて。

そういうわけでございますので、そのうちの共同漁業権は川や湖沼の漁協さんにございまして、先ほど水口委員からお話があったのも、第5種共同漁業権は漁業協同組合でなければ免許してはならないとなっているんです。そこがあったものですから、これはいいのかというふうにおっしゃったんだということで、区画漁業権の場合は漁業協同組合でなくても免許はすることはできます。

沖野会長 諏訪湖の場合には、諏訪湖漁業協同組合とこの区画漁業権とは、また別に何か団体があるということですか。

事務局 諏訪湖の場合は重なっております。両方持っておられるということですよ。第5種共同漁業権も持っておられて、区画漁業権もお持ちだということですよ。

沖野会長 わかりました。ちょっと一般には聞きなれない名前ですので。

事務局 だと思います、すみません。

沖野会長 そういうことだそうですね。

中澤委員 私も今まで、前回の改正のときにも携わった等々ありますので、今回また5面減ることなんですよけれども。海の漁業等のいろいろの絡みの中、若干淡水も需要も増えているというようなことの中で、現在は、今、事務局からお話がありましたように、こここのところもう数年ずっと十数面で経緯していますが、これから若干増える可能性というものもそういうことであるということと、現状、それに携わっている人たちも、その昔、内水面の振興ということの中で県がお勧めをいただいて現在に至っているということの中で、改正点では面数の若干の減少ということですが、そのくらいの減少の中で認めていただきたい、そんなことを若干申し添えておきます。

沖野会長 ありがとうございます。ほかに。

水口委員 100ぐらいあったのが、今、実質14面ぐらいまで減っているんで、沖野会長の方からありましたように、湖沼法の中の水質汚濁の関係だということなんですよけれども。これ、何かちょっと微妙なところに来ていると思うんですよけれども。今、いろいろ水質ということを考えてときに、両方とも区画漁業権ですよけれども、瀬戸内海の東部のノリ、兵庫県のノリが、栄養源が足りないということで、今、施肥なんていうことも考え出しているんですね。ですから、これ、水質汚濁法で見ているものとは違う何か内容、プランクトン組成が変わったりということで、何か非常にややこしくなっているんですよけれども。

それから例えば気仙沼湾ですと、カキ養殖で、下水処理場が出て、SSが減ったことによってカキの生産が落ちたという問題もありますし、非常に、諏訪湖のワカサギも朝日新聞が全国版で報道したように、栄養源の問題とかもいろいろ取りざたされているところで、本当はこれ、単純に前のとおりやればいいという問題でもないような気がするんですよ。

だからといって、増やして負荷を増やせばいいという問題でもないというところなんですけれども。ただ、今、全国的に事情が非常に複雑というか、単純に水清ければという話ではなくなっているということも、本当はこの委員会ではちょっと無理かもしれないんですけれども、考えなければいけないことなんですよね。

実態はそういうことで、兵庫県なんかでも、そのノリができるようになったら、本当はもう海が終わりだという言い方をしていたんですけれども、違う形で、水質汚濁ということじゃない方の海の中の一つの生態系の変化でノリの生産が大きく減ってきて、いわゆる色落ちするということが問題になっているんですけれども。それはこの諏訪湖でも、多分、ワカサギについては同じことが言える可能性もあるんで、そのところはやっぱり本当は考えなければいけないんですよね。

沖野会長 はい、ありがとうございました。

塩澤委員 塩澤でございます。今の第5種共同漁業権という問題の中で、遊漁というのがあるわけなんですけれども。これはどんなふうにもこの中では、今、説明のあった中では位置づけられておるのか、ちょっとお聞きするんです。

事務局 申しわけございません、区画漁業権では遊漁は関係ございません。養殖の漁業権ですから。

塩澤委員 それで第5種ということをおっしゃられたでしょう。

事務局 それは、普通の第5種共同漁業権のときのお話として、これは、一般論としてのご質問ですか。

塩澤委員 そうです。その区画の方と重なっておるのや、それで白樺湖だかのあれのようなものがあるということなんで、それで第5種共同漁業権の中に遊漁というものの位置づけという。

沖野会長 今、直接、区画漁業権と遊漁とは関係がないわけですね。

事務局 関係ないんですけれども。一般論でお話するとすれば、第5種共同漁業権の中で漁業権者は、遊漁の規制をする必要があると認めるときは、遊漁規則というものを定めて、知事の認可を受けて定めて、それをもって遊漁者を規制する、それ以外では規制できない、そういうことでよろしいでしょうか。

塩澤委員 はい、わかりました。

沖野会長 それではこの辺でまとめたいと思いますが、まずは白樺湖と諏訪湖の区画漁業権の更新ということで、事務手続を進めていきたいというところはよろしいでしょうか。

出席者一同 異議なし。

沖野会長 では事務局の方をお願いして、手続を進めていきたいと思います。もう一つは、後ろの方で、これ、始まります、諏訪湖の場合ですよね。

事務局 両方です。

沖野会長 諏訪湖と両方ですね。諏訪で公聴会を開かなければならないんですが、2名の委員が出席というふうに、7ページのところをごらんいただくと出ているんですが。また集まって委員の選定ということも大変ですので、事務局の方と相談させていただいて、ご都合のつく方に、また近くの場合でも結構ですが、内容に即して事務局と相談しながら決めてお願いしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

出席者一同 異議なし。

沖野会長 よろしいでしょうか、ではそういう形で進めさせていただきたいと思います。それではどうもありがとうございました。

2番目の諮問事項まで終わったわけですが、次、(4)の平成19年度増殖事業の実績について、これは報告ですので、事務局の方からご説明いただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 ありがとうございます。大変たくさんの漁協があるわけですが、実績が達しなかったところについて主に説明していただきました。全体についても結構ですが、何かご質問があればお願いいたします。

片野委員 ここに載っている魚種というのは、今、変化が生じたものだけを載せている、そのすべての漁業権魚種が・・・

事務局 すべてです。

片野委員 長野県の計画としてはこのくらいということですか。

事務局 はい、そうです。

片野委員 それでこの中に「むろ」というのがあるんですけど、「むろ」って何ですか、私、聞いたことがないんですけど。

事務局 これは、いわゆる水産物としての名前なんで、モロコ類です。モツゴ・モロコ類です。諏訪湖です。モロコ類を総称して「むろ」という名前です。

片野委員 「とんこはぜ」というのはトンコですか。

事務局 とか、あと中を見ますとウキゴリの類だとか、ジュズカケハゼの類だとか、ヨシノボリだとか。

片野委員 ハゼ類ですか。

事務局 ハゼ類ですね。

片野委員 わかりました。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。

平林委員 これを拝見すると、例えば犀川とか、それから天竜川もそうですけれども、ニジマスにかなりこう力を入れて、指示量の大体10倍とか20倍ぐらいを入れて、漁協によってはもうほとんどニジマスだけというような形で放流しているようなところがかなり目立っているんですけども。これは、こういうふうにある程度偏っていても、ここではある一定量以下のところを、今、議論していますけれども、極端にかなり多く放すというような、あるいは増殖しているというようなことについては、コメントはできないのでしょうか。

事務局 基本的には、この委員会として法律的な考え方をしますと、やらない方を問題にしますので、義務がありますから、増殖の義務がありますから、それをやっていただかなければならないという観点で、私、今、達しないところを申し上げましたけれども。あとはやはり、それは漁業協同組合の中で、組合員の皆さんで議論して、どのような増殖をやっていくかというのは、それぞれ年度ごとの総会なりで決めながら運営して理事の方がやっているという状況です。法律的な位置づけとするとそういう形にはなっています。

平林委員 ということは、例えば指示を、例えば裾花川の場合だと指示を120とやって、実績が例えば1,200と出てきても、これについては特に大きな問題はなくて、これを見るとほとんど

ニジマスに特化してきているのかなというような形で、ほかのものを本当は放流しなければいけないところがゼロになっていて、放流しなければいけないところはもちろんちゃんと放流してくださいという形で、実績を上げてくださいということで指示をするんでしょうが。何かこういう、かなり極端な形になって出てくるようなあれが出てきたときには、法律的には問題ないかもしれませんが、少しやっぱり何かこう、その川の中のバランスが崩れていくような気がするので、少しやっぱりコメントをつけていった方がいいのではないかなという気がするんですけれども。

事務局 それはもちろん構わない、そういう意味で、失礼いたしました、ご意見をいただくのはいいと思いますし、そういうバランスのとれたというお話はわかります。

水口委員 今の話は、收容能力とか、生物多様性という観点からの意見だと思うんですけれども。もうそれを言ったら、内水面の増殖事業は成り立たないんで、それはここでは議論できないんじゃないですか。例えばアユを琵琶湖から大量に放流するというのは、非常に問題がありますし、それからニジマスも、いろいろあって、外来魚法で審議されかけたけど、いろいろなあれがあって外されていますけれども。これ、通ってしまったら、これ全部だめになるわけですから、そこらのところで結局押し戻したので、むしろ生物多様性とか環境収容量が関係ないのが内水面の増殖なんで、それをここで問うことをやるのであればそれはまた別ですけど、多分無理ですね。

アユの放し過ぎとか、昔からいろいろ言われているんだけど、やっぱりそれでお客が来て、漁協が経営的に成り立つのであれば放流するというのがこれまでのやり方だし、ニジマスが今あるのは、やっぱりそれだけお客がいるからということなんで、そういうことでしかないのが内水面の増殖の世界ですから。

平林委員 理屈はよくわかるんですけれども、ただこういう時代ですので、全くその増殖、それからそこでもうかればいいというだけが全体的に出ていくというのは、やっぱりそろそろ考えていかなければいけない時期には来ていると思うんですね。ですから、もちろん突然、それを180度変えてということはできませんけれども、やっぱりそういう要素というのもそろそろ入れていかなければいけない時期に来ているんじゃないかなというふうに思っています。

沖野会長 事務局でその辺のところは何かありますか。

事務局 両委員の方から増殖事業のあり方についてご意見をいただきました。事務局といたしましては、やはり両面性があるかと思えますし、また川という中で、どこでも同じ方法の増殖ができるというわけではないし、またそれをする必要もないだろうと思えます。水域を分けて、例えば山の最上流のイワナの系統保存をやっているところに、ニジマスをどんどん放すというようなやり方はやはりどうかというようなこともありますし、また、かといって観光地の近くのエリアで、どうしてもイワナの保全を考えるから成魚放流もできないというのも、またそれは一つのあれはあると思えますので。やはり、水産試験場の方では、そのような増殖技術についても、技術指導とか、情報を漁協の皆さんにお渡しするという事業等もやっております。そういう中でやっぱりそれぞれの場所でいい方法を模索しながらいくという、その中に両委員の言われたような要素というのは、それぞれの場所で行ってくるのではないかと、事務局のちょっと感想で申しわけなんですけれども、そのような形でやはりやっていくことではないかなと思っております。

沖野会長 この指示量というのは、もともとはそこの漁協から申請してきた量が書かれているということになるんですか。そうでもないですか。

事務局 基本的には、まず漁業協同組合の経済状態をまずお聞きするところから始まって、どれくらいできるかという形でご相談をしながら決めていくというもので。ですから、増殖費用としてのためには、当然、遊漁料収入が入ってくるものがありまして、賦課金も入ってくるものもあります。その中でどれくらい増殖費用としては、これだけはやっぱりやっていただきたいと。その中を見ながら、やはり量というのをご相談しながら決めてきたと、そういう経緯のものでございます。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。これは報告事項ですので、また何かありましたら、はい、三枝さん、どうぞ。

三枝委員 先ほど平林委員さんから、犀川は特にニジマスとの関係が多いじゃないかという、こういうご指摘なんです。指示量のご案内のとおり、組合の事業収入と、それから遊漁者の遊漁料、その負担割によって組合の収入の45%、遊漁料の35%が基準になって、指示量を毎年、5カ年平均の上限と下限を切り捨てて3カ年平均の金額をベースにして指示量を金額で割り当てられている。この指示量というのは、漁業権免許の交付の条件であって、どうしても指示量をやれということが義務づけられている。その中で、この指示量、漁業権魚種の中で組合の運営をいかにするかということが漁協の運営のポイントになってくるわけで。うちの方では溪流魚と、それから本川の方は溪流魚、イワナ、ヤマメ等はちょっと本川の方は無理だということで、主としてニジマスを主体にして放流し、遊漁者の対応をしていると。それによって漁協の運営をある程度カバーしているのが実情でございまして。当然この偏ってきますが、それでも指示量だけは達成していくと、そういう方法で組合の運営をしているわけですので、一言申し上げておきます。

沖野会長 どうもありがとうございます。それでは報告事項、この辺で終わらせていただいて、これに関連する項目が、先ほど説明にもありましたけれども（5）の20年度の増殖事業指示の変更についてということですね。2カ所でしたか、ありますので、それを続けてやらせていただきたいと思います。ではお願いいたします。

事務局 （資料により説明）

沖野会長 どうもありがとうございます。まずは1番目の方の千曲川漁協関係のところ、ご質問がありますでしょうか。2ページのところに19年度との変更が表になっていますが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見がなければ、そのとおりにしていきたいと、変更を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

出席者一同 異議なし。

沖野会長 ではそうさせていただきます。それから2番目の遠山漁協の方、これはイワナの種苗放流を産卵床をつくる方に振りかえていくという形ですが。前回にも遠山漁協関係のイワナのことは出てきたかと思いますが、これについてご質問、ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では遠山漁協の方もお認めいただいたということで、こういう形で指示を変更していきたいと思います。2件とも、それでは指示の変更ということでお認めいただいたことにいたします。どうもありがとうございました。

審議が順調に行き過ぎてちょっと早いんですが、あと2件残っているんですけども、両

方は、オオクチバスに絡む問題で、(7)は報告事項なんですけど、途中で時間というのも何ですから、ここでちょっと早めですが休憩させていただいて、30分から再開と。よろしいでしょうか。30分、10分休みということで。ではそういう形でちょっとお休みいただいて、あと残っている2件その他をこの後半でやりたいと思います。ではよろしく願いいたします。

(休憩)

沖野会長 (6)のオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査基準についてということで、事務局の方からご説明いただきます。ただ、新潟県からも何か文書が来ているそうですので、あわせてご説明いただければというふうに思います。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 どうもありがとうございました。審査基準については、前回、決められておりますので、二重丸の2番目のところの判断基準と。申請が上がってきた場合の判断基準を具体的に決めておきたいという意図ですが、事務局の方から案として文書をつくってもらっておりません。この文書について、また中身について、ご質問、ご意見があれば、自由にお願したいと思います。いかがでしょうか。

そういつても全体になってしまいますので、とりあえず1の(1)、(2)、(3)というふうに項目が分かれておりますので、共通事項の中の(1)、(2)、(3)の順番で個々にご意見を伺いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか、そんな順番で。あとで総合してまた全体についてご意見をいただければと思いますが。

まずそうしたら共通事項の1の(1)逸出防止施設について、その中に①から③までありますが、これについてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

松木委員 ①の河川法第24条、第26条第1項、第55条第1項に係る許可のうち、施設設置に必要な許可が得られているということなんですけど、これは、例えば一級河川なんかは県の河川課ですか、許可があると思うんです。こういう許可というのは、普通、きちっとしたそういう手順を踏めば、大体許可はいただけるものなんでしょうか。

沖野会長 では事務局の方から。

事務局 まず河川によって、国が管轄している河川と県が管轄している河川がございます。河川法の方で、やはり河川法の方の判断基準になります。基本的には、やはり水が出たときに災害にならないということが第一義でございます。その第一義を担保できるだけの構造になっているかということですね。だから必要以上に川幅を狭く、川の断面積を小さくしているようなものというのはやはり難しいと思いますし、それは何でも許可になるわけではなくて、河川法の担当部局と検討の上、要はそこにつけてもいいという施設にさせていただかないとだめだとそういうことで、それだとちょっと、法に反した施設を設置されるというのはちょっと問題がありますので、それは構造物そのもののそれぞれで内容は違ってまいりますので。

沖野会長 主に目的は災害防止のための基準というふうに考えればいいでしょうかね。

事務局 そうです。

沖野会長 洪水にならないようにという。

事務局 そうです。

沖野会長 よろしいですか、松木さん。

事務局 すみません、ちょっと、私、十分お話を申し上げませんでした。構造だけじゃなくて、その施設をどう管理するかも含めてです、ごめんなさい、申しわけありません。そういう管理体制はどうなっているかも含めて、河川管理者はその内容を審議することになります。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。

三枝委員 今の関連なんですけど、この許可のことは、設置基準が示されているんですけど、このものが許可の対象になり得るかどうかということが一つのポイントになると思うんですけど。その点はどうですか。この設置基準にある三重構造、網、こういうものをやった場合に、認可の対象になるかどうかと。

事務局 河口湖等は許可を受けております。河川法上の許可も当然受けて設置しておりますので。

三枝委員 それではこういう構造でも河川法の認可の対象になるということ、そういう理解でいいわけですね。

事務局 委員さんのおっしゃるのは、そういう目的でもというねらいでおっしゃっていることではないでしょうかと思うんですけども。実際に河口湖、山中湖、西湖等で、許可を受けて設置されている施設がございますので。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか、またではあとでもし気がいたらまたもとへ戻りたいと思いますが、とりあえず次の(2)、施設の管理体制について。点検頻度等は河口湖に準じて書いたということですが、①から④までございますが、この中身についていかがでしょうか。内容的には保守点検と点検の頻度と、それから記録の作成、提出という中身だと思うんですけど。

水口委員 問題ない。

沖野会長 いいですか、問題ないというご意見ですので、ほかによろしいでしょうか。はい、どうぞ、塩澤さん。

塩澤委員 塩澤です。今の共通ということの中で、今、ここでは園芸畜産課ということでの課長さん、それで係長さんの話なんですけれども、河川課の皆さんの、こういう委員会で聞くことはできないですかね。今の防止に対する問題について。ただ、ここに河川法第何条というだけで、ここで議論しているだけではね、我々が理解、全部してくれればいいけれども、私にはちょっと理解できないんで、やはりその担当の方にこういうところで話を聞きたいと。

沖野会長 その点に関してはいかがでしょうか。河川の管理で、国の管理の河川もありますし、県の管理の河川もあるので、その辺のところは、河川課であれば河川法をご存じなわけですから、説明をされると思うんですか。

事務局 具体的にこういうことを知りたいというか、必要であるということであれば、間接的に私どもが聞いてまいりまして、委員の皆様にご提示するというのも可能ですけれども。ただ、基本的に私どもの方で河川課とも実は話をしておりますけれども、やはり個々の事案で、それが該当するかどうかを照らし合わせていくので、一般論というふうに話をいたしますと、先ほど言ったようなやはり災害の問題ですね。その問題で、できるか、できないか。失礼しました、洪水時に災害となるか、なってしまうのかどうかという観点で見るという形になってきます。そうすると、個々の本当に設計図の構造になってまいりますので、次の

段階になりますと。ですので、一般論とすればそのようなところまでかなと思うんですけれども。

あとは、ですので逆にいうと、それに適合する、河川法上の縛りに適合する構造の施設をつくっていただかないといけないと。そういうものであればいいという形で。それは河口湖等で実際にあるものですから、その水域で工夫すればできるものであろうというふうに考えます。

沖野会長 手続的には、申請をする場合に、あらかじめ河川課の方へ出しますよね、申請を。そうすると、河川課の方から、当然、園芸畜産課の方へも問い合わせは来るということですね。

事務局 ちょっと、予想されるスケジュールを、では先にお話ししておいた方がいいのかなと思いますので。これで漁場管理委員会は、今日、7月にやりまして、今年、9月に予定しております、先ほど申し上げたように。あと11月にはやりたいと考えております。そういったしますと、解除したいという方がいた場合、いわゆる設計図とこういう管理計画の案をつくっていただいて、その設計図、管理計画案は、河川管理者とはもう了解を得ていただいたという形のものを、漁場管理委員会に紙の段階でまずここに上げていただいて、この設計図、この管理計画案はどうでしょうかということを、いわゆる事前協議というような形で、事前申請ということで上げていただいて、それをまず紙の段階でチェックすると。それでもしなから内容がいいと、これで、この計画書、この設計図のとおりにつくっていただければ認められるでしょうという形で委員会で認められた場合は、それを受けて申請者は実際に工事を始めて、つくると。つくったものが本当に申請書の中の設計図のとおりに行っているかどうかについては、必要であれば漁場管理委員会の中の委員の皆さん何人かで現場を見に行っていて、本当にできているかどうかという確認も必要じゃないかなと思います。それを受けて、物はもうできていますというものを受けて、本申請を上げていただいて、11月なりの委員会で上がってくれば審査すると。その上で、解除するか、しないか、決めていただくというような形になるのではないかと思います。

ですので、設計図としてこちらに上がってくる段階になったときに、事前に上がってくる段階になったときには、当然もうそれは河川管理者との協議は終わっているものが上がってくるというふうな手続になると思います。

沖野会長 中澤さん、網生けすの場合もそうですね、諏訪湖、先に建設事務所の方に協議が終わってからになるわけですね。

中澤委員 ちょっともう離れているので、1辺の長さがちょっと定かに出てこなくていけないですけど、何メートル四方のもの、深さ何メートルのものということを申請した中で。

沖野会長 手順としては同じ形・・・

中澤委員 そういうことで、同じことです。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。

水口委員 これは、外来魚法及び、実際、河口湖なんかで実施されているのにのっとなっていることなので、河川課の方でもそんなに問題にすることは無いと思うんですね。ただ個別の事情で、さっき西湖と河口湖、トンネルの中にこの防止網が入っているというのは、詰まってしまうたら、これ、トンネルに入らなくなってしまうわけですね。

事務局 言葉が足りなくて申しわけありませんでした。正確に言うと、暗渠になっていて、そ

の暗渠というのは、発電所がもう管理しているところなんです。そこの中の網とかスクリーン、あるタービンをカウントしているという、それを施設としてみなしているという意味なんです。そうするとタービンの前後では無理なので、調べることなんか無理です。

水口委員 わかりました。河川法上問題になるとしたら、この防止柵にいろいろな流木とか、そういうのが引っかかって、いわゆるあふれるというか、川から出てしまうということが問題になるわけですね。これは、河川課の方は、そういうことはならないようにするというを穴あきダムで一生懸命言っていますから、それは大丈夫でしょうね。それを言うようだと穴あきダムはだめだという話になりますから、そういうことで、私はこれは問題ないと思いますけど。

沖野会長 どうもありがとうございました。(2)のところで、よろしいでしょうかね。やってみなければわからないところもあるのかもしれませんが、とりあえず今までやっているところに準拠してということで。

塩澤委員 たびたびすみませんけれども、この新潟県の方から出ておる文書というものがあるんですけども、既に日本全国でブラックバスについては第1号でリリース禁止ということにしておるわけですけども。この新潟県というのがどういう状況であって、それでも皆無のところだから、我々のところへ流出しないようにしてくれと言っておるのかどうかという問題を、ちょっとこれ、私としたら、この文書に対して、そういうことがはっきりできるようにしておいてもらわないと、出た、出ないの問題になったときには、大変な問題ではないかなとこんなふうに思いますが、これについてのご回答をお願いします。

沖野会長 これについては、今、やっているのとちょっと外れますので、最後にこれに対して対処はどうしたかということについて、事務局からご説明いただければと思いますが、今、とりあえず、判断基準のところが終わってから、最後に説明していただきます。

それでは(2)のところで、よろしければこの案で埋めていきたいというふうに思います。最後に(3)ですが、逸出魚の監視体制、これも管理体制に似ているようなところが多くありますけれども、①から⑤まで、いかがでしょうか。これもほかのところのを参考にしながらつくられているということで、何か、はい、どうぞ。

竹原委員 投網での捕獲によりというのがありますが、これは場所がはっきり書いてないんですが、監視場所と同じ場所というふうに考えればよろしいのでしょうか。

事務局 そのとおりです。

竹原委員 はい、わかりました。

沖野会長 監視場所で行う方法ということでね。

事務局 監視場所が目視観察とともに、投網等の方法で魚をとってみるということで監視もやっていただきたい、その頻度は月に1回ですよと。目視の方は週2回以上ですよということで、まとめさせていただきました。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。

平林委員 先ほど(2)の③のところともちょっと関係するんですけども、(2)の③の不具合発生時の対応方法というのと、それから(3)の、今の逸出魚発見時の対策方法というところですが。この場合にはもちろんこういう形で対応しなさいというふうに書いてあるんですけども。これは、例えばある程度記録をとって、それからどういうふうに対応したのかと

いう報告を、このままだとしなくてもいいような感じになって、下の点検記録方法と書いてあるんですけども、ここに含まれるのかどうかわかりませんが。要するに非常時の対応マニュアルを持っていて、何か起きたときにはそれに沿って対応していくと。きちんと記録に残して、あるいは必要だったら報告をするということがこの中に入っていないと、対応しましたというだけで終わってしまうと困るのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

沖野会長 どうでしょう。

事務局 おっしゃるとおりかと思います。はっきり書いてなくていけないかもしれませんが、もう少し細かい話かと思いますが、点検記録の方法、監視の記録の方法、どのような形の記録簿にするかとか、そういった面になってくるかと思いますが。当然、今、平林委員の言われたように、不測の事態のときにはどうしたかという点検表になっていなければ意味がないと思いますので、そのような形になったときは、記録をちゃんとできる、どのような対処をしたかという記録ができるというものになっていかなければいけないと思います。

沖野会長 そうすると申請者は当該魚の回収駆除に努め記録を残すというふうにしておくと。

事務局 そうですね。

沖野会長 下の方の記録方法というのがあるものでダブるような気もするけど。

事務局 そうですね。

沖野会長 その辺のところは、また、適当な文章で補って・・・

事務局 実際に申請が上がってきた段階で、そういう体制になっているかどうかという審議をしていただき、また、私、今、ご意見をいただいて、その部分は勘案して、事務局として事前審査もいたしますので、事前に書類を見ますので、そのときに今のご意見は反映させるように、それに対応できているものに申請書を上げていただくという形で対応できるかと思いますが、いかがでしょうか。

沖野会長 では議事録に残しておいていただいて、その辺のところを落ちがないようにということ。

事務局 あとつけ加えてですが、そのような、いわゆる不測の事故的なときには、すぐに記録を出していただきたいという意味も含めまして、定期的な記録の提出だけではなくて、委員会として速やかに出していただきたいという一項を、(2)の④、(3)の⑤につけたつもりでございます。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。

竹原委員 最初の審査基準のところなんですけれども、流出水路に限るというふうになっているんですが、上がっていくということは考えなくていいわけですか。そこら辺はどうなんでしょう。ちょっと私も素人でそこら辺がわからないんですが。

沖野会長 事務局、どうぞ。

事務局 これは、外来生物法、このままになっておまして、これでお諮りして、基本的に自然流下の方が問題なんだという形でお決めいただいたことかと思いますが。逸出というのが下流方向というのがやはり大きいという形になっておりますので、外来生物法に準拠するとこのような形になってまいりますので。

沖野会長 よろしいですか。審査基準については、既に決定して公示しているものですから、もし不都合があれば、また何らかのときに修正を出さなければいけないということです。とりあえずは逸出、下流部への逸出についてということが内容だと思います。よろしいでしょうか。

出席者一同 はい。

沖野会長 はい、どうぞ。

古川委員 また質問なんですけれども、管理体制の点検頻度と、それから監視頻度ですね、これ、週2回以上という、その頻度についてなんです。これは、先ほど河口湖の例とかを参考にされたということのを伺ったんですけれども、週2回というと、普通に考えると少ないような気がするんですが、これはどういう基準で2回、増水したりとかそういうことがあればまた2回じゃなく、以上となっているのでその都度見るということだとは思いますが、2回という数字は、最もむだなく、かつ有効に効果が得られるという回数なんでしょうか、ちょっと教えていただけますか。

事務局 個々の水域によって、実際のところは週2回以上というところで、毎日やらなければいけなくなるような場合もあるのかもしれませんが。それは逆にいうと、記録を見ればわかるわけで、やっていくうちに日にちを決めて週2回で始めましたと。ところが明らかに週2回だとごみはもっとたまりますと、これは2回ではだめですとなったのに、それを変えないというのも、これはやっぱりその点検記録を見た場合に、それは改善してくださいというお話になると思いますので。今のところの中の基準で、河口湖等がそれでやっているということがありましたので、一応この数字を持ってまいりましたけれども、あと水がある程度増えた、増水したときには、もうつきっきりになるようなことも当然考えられます。そういう監視になるかなとは思いますが。基本的にはその構造物なり、どういう構造物か、具体的な例はちょっと示せませんが、不都合が起きて、事故的なときじゃないのに、普通の管理のときに逸出魚がどんどん出てしまうというような管理をされては困ると、そういうことでとらえての2回以上でございます。

事務局 質問に対するお答えが十分であったかどうかわかりませんが、先ほどご説明をいたしましたときに、1ページの1の(2)のところで、①としまして点検方法のところで、申請者は定期的に巡回をというふうにご説明をいたしまして、なおかつそのあと、(3)の説明に至りまして、そのタイミングとして、保守点検と時を同じくしてといいますか、あわせて行っていただくという意味をつけ加えさせていただいております。(3)のところにはあえて定期的につけてごさいませんが、それは増水などがあつた場合については、それは実施していただきたい。しかしながら、基本的には定期的ということ、あまり言葉が適切でないかもしれませんが、都合のよろしいときだけ連日で2回やっていたということではなくて、あらかじめ、例えば水曜日と土曜日とか、そういうものは、基準はそれぞれでお決めいただいております、点検をしていただくと。水が増えたりしたときには、それ以上の回数の中に含めていただくという意味で、このような書き方をさせていただいてあるということでございます。

沖野会長 また現実に申請が上がってきた場合にそれを判断していくところで、いろいろと附帯意見が出る場合もあるというふうに思いますので。よろしいでしょうか。

出席者一同 はい。

沖野会長 それでは、とりあえずこの案について、案を通らせていただくという形で、「てにをは」について細かいところはまだ若干修正するところがあると思います。それはお任せいただければというふうに思いますが、それを含めてお認めいただけますでしょうか。

出席者一同 異議なし。

沖野会長 どうもありがとうございました。それではオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る判断基準のところについては、この形でまとめさせていただきます。どうもありがとうございました。

最後に3ページ目の新潟県からの文書についての対応について、事務局の方からお話しただければと思います。

事務局 新潟県からの文書でございまして、この記の中の1につきましては、新潟県が憂慮されていますという形で、考え方を示しておられるということで。あと2の生息状況調査についてということで、生息状況調査の結果を情報提供していただきたいというのが一つだと思います。あと駆除活動の実施、関係者に対しての適切なご指導をお願いしますということで。これを実は、新潟県の水産課の担当さんと、どういうふうに対応すればよろしいですかということで打ち合わせしまして、まずはこの書類をこのような形で長野県の漁場管理委員会の委員の皆さんに開示していただきたいと、新潟県はこのように考えていますというのを示していただきたいのが一番ですというふうにいただきました。

そのあと、生息状況調査につきましては、環境省の方でこれを実施している調査がありますので、それもあるというお話をして、これはわかったということで聞いております。また、駆除活動ということで、長野県でも県の事業といたしまして、補助事業といたしまして、各漁業協同組合の方で補助事業を受けて駆除事業をやっていますということで、ではこれはあとでその詳細について送っていただければいいと。そのときはこの漁場管理委員会でこの書類を開示したということの報告というか、お返事ですね、回答したときで、そのときでいいから、長野県での駆除実績を出してほしいというふうに言われております。

最後の3番は、逸出防止策の内容を明示していただくとともにということで、できておりませんので明示もできませんけれども。2つの湖からのブラックバス等の外来魚の持ち出し禁止の一層の強化、徹底をお願いいたしますということで、後者の方は、当然これは外来生物法でもう既に禁止になっていることとございますけれども、その啓発ということで来ておりますので、もし逸出防止策が、まだ決まっておられませんけれども、内容が決まって、この委員会で許可されたあかつきには、その内容について新潟県に、こうなりましたということでご報告しますというふうには、回答というか、打ち合わせが済んでおると。そういう対応をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか、そういうことで。

塩澤委員 いや、ですから、我々の方はそういうことを、今後、きちんと対応するんですから、現実に新潟県は、ブラックバスがいけないという判断でこういうものが出ておるのか、もうリリース禁止というのが一番最初に出ているから、だからその新潟県の現状を我々知りたいた。

事務局 新潟県としての一番は、コクチバスについて、やはり調べて、関川水系、信濃川水系でとれていると、そういう事実をもって、この書類が出ているものであると私は解しております。

塩澤委員 では現実には、新潟県は、ブラックバスという全体的なものでいえば、いるということを知っておるわけですね。

事務局 はい。いることは確認しているし、おります、新潟県は。

塩澤委員 そうするとコクチバスというだけで言うておるわけですね。

事務局 ここに書いてあるとおりがかと思えます。

沖野会長 塩澤さんよろしいですか。

塩澤委員 私としたら新潟県の現状を、我々委員会に提出してほしいということです。いるということの証明がないと、我々の方から流れたことだけをこれNGOの人たちにおいて調査しておるといことが出ているだけなので。だから、我々の方から流れたものだけがいるということではないということを知っておるわけだと思っただけ、その現状を我々に提出してくださいということなんです。

沖野会長 現状を教えてくださいということですね。

塩澤委員 新潟県のものね。

水口委員 そのことと関連するんですけども、これ、長野県の外来魚の再放流禁止とも絡んでくるんですけども。新潟県で問題にしている関川というのはスモールマウス等で、野尻湖を頭に置いた、ここの委員会でも資料が提供されたNGO調査のことだと思うんですけども。あと信濃川ということも出てきているもので、それで全体的にはブラックバス等ということなんで、今後、コクチバス及びブラックバスが関川とか信濃川で発見された場合に、それが原因はどこだという、もともといたものなのかということは、もめる可能性があるんですよ。そのときに、実は野尻湖と木崎湖以外はリリース禁止をもうやっているわけですから、その効果ということが、本当はこの委員会なり県としては調査しなければいけないわけですね。

というのは、もし関川とか信濃川で見つかったとしても、どこのものかというのは、前もこの委員会では言いましたが、調べようがないんです。ミトコンドリアDNAとか何とかで全部チェックされているわけではないですから。そうすると水かけ論になるわけですよ、それはどこのものかという。だからそれが、野尻湖、木崎湖のものか、それとも長野県内のリリース禁止しているところのものか。それからもともと新潟県にいたものなのか。例えば関川のコクチバスにしても、上から来たというふうに決めつけていますけれども、これは下から上っていったということは何も否定されてないわけですから、これ、わからないんですよ。

だからそういうことを含めて、やっぱり長野県としてもリリース禁止をした以上は、効果ということでどうだということが逆に問われてくる可能性があるんで、そういう意味では今の塩澤さんの質問にあったように、一番最初にリリース禁止をやって、新潟県ではもう減っているんだからということであれば別だけれども、相変わらずであって、長野からだけリリース禁止の効果がなくて来るんだなんていう話になったら、これ変な話になってしまいますから。そこらのところはやっぱりきちんと対応しておく必要があるんで、新潟の実情というのは、やっぱりある程度は把握しておかないと、何でも長野のせいだとなってくる可能性があるんですよ。そこらのところはやっぱり、今度はリリース禁止をやったらやったでその今度効果ということが逆に問われてくるんですよ。そこらのところがちょっと非常に難

しいところなんですけれども、私はこれはもうほとんど、今、県の方の対応で言われたことでもいいんで、それ以上あまり神経質に対応し出すと、これ、大変なことになると思えますよ。もう1匹1匹わからないんですから、どこのものかが。

事務局 2人の委員からそれぞれ意見をいただきました。私といたしましては、新潟県の水産課長から、ただいまご紹介をいたしましたような文書が届いておりますけれども、これは記以下の3項目について、それぞれ配慮をしてほしいという願望の意図が伝わってまいったものであるというふうに受けとめさせていただいております。したがって、そのこともございまして、特段の事前の措置もせずに、本委員会にこの情報を開示をさせていただいたところでございます。

この文書を受けた以降の、私ども県としての対応ということでございますけれども。リリース禁止の効果、そしてまたリリース禁止の一部解除の効果についても、あるいはその影響につきましても、これ大変難しいものでございます。当然のことながら、長野県庁といたしましても、そのことの実態は承知をいたしておりますし、なおかつ、これは新潟県庁としても、その難しさはご存じのないはずがないわけでございます。そうしたことから踏まえまして、外来生物法の精神を皆さん方に十分ご理解いただいた上で、特例措置を設けたことについて、十分な審議のもとに機関決定がなされた。そのことについて、真摯にその行為が準拠されて行動が起こされているということをもってして、新潟県には対処してまいりたいというふうに考えております。

片野委員 新潟県のコメントですけれども、コクチバスに関しては、新潟県は、要するに長野県や福島県に比べればかなりあとに入っているわけですね。現在、もちろん新潟県にも生息しているわけですけれども。野尻湖とか木崎湖というのは、一番早くコクチバスが持ち込まれたところであると。そういう中で、長野県にももちろんいろいろなところでコクチバスが増えているわけですよ。そういう中で、新潟県にはあとからコクチバスが入ってきて、さらに関川や信濃川の長野県境すぐ下流でコクチバスが見つかっていると。そういう中で、今回のリリース禁止の一部解除等では、網を設置することになっているけれども、例えば稚魚や卵等までそれで防げるかどうかというのは、非常に不確定なわけですね。そういう中で新潟県が非常に危惧をして、上流からの流下について配慮してほしいと言っているわけですから、それについて我々は、謙虚に反省すべきだし、十分にそれについて、これ以上流下させないように努めるべきだと思います。

新潟県にもいるんだから、長野から来たものかどうかわからないじゃないかみたいなことを、この漁場委員会としての一定の意見として言うなんていうことは、とても恥ずかしくて、私は言えないことだと思います。こういう規則が決まったわけですから、これからはそれに対して十分謙虚に監視していくということが必要であると思います。

沖野会長 ありがとうございます。あまりこう性急に対処してしまうといろいろな問題が起こるかと思いますが、せっかくここまで来たことですので、その効果をどうやってはかったらいいかも含めて、これから考えるというところになると思いますが、今、お話しいただいたようなことを配慮しながら、皆さんで考えていく必要があるかなというふうに思います。

水口委員 新潟県との件に関しては、私は今の課長のご発言で全くそのとおりだと思うんで、何

も言うことはなかったんですけども。今の片野委員の、そういうことをここで議論することは恥ずかしいとか、何かこう理詰めでやることがいけないみたいなことを言うのは非常に納得いかないんで、その部分については、私は強く訂正を申し込みます。理屈としてはそうなるわけですから、そういう議論をしたら恥ずかしいという、それこそよくわからない考え方なんで。

沖野会長 それぞれのご意見ですので、今、この場では議論はそこまでにして、今後、やっぱりやったからには、どうなったかというのをよく管理、監視していくということがこの委員会の役目だと思いますので、その折々にまたいろいろな議論をしていきたいというふうに思っています。

事務局 いずれにしましても、それぞれの関係する皆様方の、まさしく真摯なご対応の結果として、さまざまなことが生じた場合が想定されるということもあります。しかしこれは、法の一定の許す範囲、そしてまたご議論いただいて決定いただきました中身について、実質的にその効果の発現に向けてご努力をいただくこと自体がまず大前提でございまして。その点について、よろしくご理解とご協力をいただきたいというふうに思っております。

沖野会長 どうもありがとうございました。それではこの（6）の議論はそこまでにさせていただいて、これまでに禁止についての周知についての経過報告・・・

事務局 もう一つ、申しわけございません。この解除申請にかかわる部分で、実は前回、議論していたんですけども、決まらないでちょっと、はっきりしないで来ている部分が1カ所ありまして、できましたらここで確認された方がいいんじゃないかというのがございまして。実は申請が上がってきた場合の承認の期間をどうするかということが、期間。要は、実は議事録を見ますと、どなたかから解除申請があったとしますと、それがOKですとなった場合、そのOKをずっとOKにするのか、それとも期限を切って、何年間とか、更新とかする方がいいんじゃないかという議論がちょっとあったんですけど、十分詰めきれないまま今日に至っているんで、できましたらそこについてご議論いただいて、委員会としての内規として、例えば先ほどの区画要件は5年だとか、そういったようなことを、一応目安を決めておいていただいた方がいいんじゃないかと思うんですが。

沖野会長 今、この場でやらなければ無理ですかね。次回に提案していただいて・・・

事務局 上がってきてからでよろしいですか、上がってくるのは申請者の・・・

沖野会長 大体3年とか5年とかと・・・

事務局 実際のところ、ただいまお願い申し上げておりますのも、具体的な事象がこの場が上がってまいりますと、それに直接的関係があってもなくても、さまざまな影響が及ぼすことを私どもは懸念をいたしておりますので、できれば、9月以降になりますと具体的な事象が上がってまいりますので、本委員会の場におきましてご議論をいただきたいというふうに思っております。

沖野会長 いかがでしょうか。通常ですとこういう免許、免許というのはおかしいですが、期間はどのくらいが。

事務局 今、ご審議いただいて決定いただいた判断基準、案をとっていただいた判断基準、すべてこれ外来生物法準拠になっておりますので、その情報としますと、河口湖等の期間は3年でございます。もちろん3年で終わりということではなくて、内容を見て更新は妨げな

いというふうになっております。実は今年が河口湖等のところは更新の年でございまして、環境省にも確認しましたけれども、内容をもう一回審査して、という前に申請が上がってくるかどうかなんですけれども。上がってくれば内容を審査して、要は必要であれば更新していくというふうを考えていると、環境省の担当からは聞いております。ですので、準拠するというと、一つの情報ですけれども3年という数字が一つございます。

沖野会長 いかがでしょうか。とりあえず3年というのはそんなにおかしなあれでもないでしょうし・・・

片野委員 私は、まずこれは初めてのケースですから、その間にこの効果を見るわけですよ。県の方も全く放置するわけではなくて、調査もするでしょうし、網がどのくらい維持されるかとか、水位が急に上がった場合にどうなるか、いろいろ予期せぬことがあるわけですね。それに対して、その管理する側が十分に対応するかどうかということも見る必要があるわけですよ。ですから、これはとりあえず1年、1年後に再検討するということにしたらどうでしょうか。

沖野会長 1年というご意見ですが、ほかに。

松木委員 いずれにしても週2回の点検をして、点検簿をつけて、それで県なり内水面漁場管理委員会の方へ提出をしていくわけですから、その時点でもしそういう不手際なことだとか、そういうことがわかった場合には、もちろん中止もなると思いますし、その時点でそういうことをあれすればいいのであって、毎年毎年というのはなかなか大変だと思うので、やっぱり私は3年ぐらいにしていっていただきたいというふうに思います。3年が一番いいんじゃないかと思えます。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。

三枝委員 期間ですが、1年という片野委員から案が出たんですが、1年、この逸出防止対策をやって、果たしてどの程度の効果があるか、1年でまた網を上げてしまうと、逸出防止対策をやった効果が何も出てこないと思うんですよ。ある程度の年数をかけてこの逸出防止の実績を検討して、それから年数を決める。少なくとも2、3年は必要ではないかと私はこういうふうに思う。3年くらいが一番いいんじゃないかというふうに思います。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。3年としても、途中で報告が毎年あるわけですから、その間に判断もできるということで、3年の認可があったからもう3年は必ずやれるということじゃなくて、その間のチェックができるよ。

水口委員 今の議論で気がついたんですけど、経過報告がこの委員会に上がってきますね。それで、問題があるとなったら解除を取り消すというのは、ここで即決められるというふうな規則になっているんですけどか、そこ決めてないんじゃないですか。

沖野会長 決めてないですね。

水口委員 だから、それを決めるのが先であって、そういうことであれば3年で私はいいと思います。ただ上げるというだけで数値がなかったように思うんですよ。

沖野会長 それはどうなっていましたかね。

事務局 私はこの場でご審議をいただく立場ではございませんでしたので、審査基準の文言を読ませていただいております。その書き方からいたしますと、実質的に審査基準を満たしているかどうかの現実的な姿を見て判断をすることになっている基準でございます。したが

いまして、この基準から逸脱する現状があれば、この場合は取り消し措置が可能と判断を、私は理解をさせていただいております。これが申請の段階で成り得ると判断するということになった場合のものとは若干ちょっと表現が違っております、現実的にこれは可能なものができ上がっていることを確認した上でということになっております。この可能なものは施設の、それから管理上、それからまた逸出魚の監視、回収、手続、これを含めてでき上がっているのによろしいというふうに判断をしていただける基準になっておりますものですから、これがその段階から外れた時点におきましては、漁場管理委員会のご審議があれば、そのものについては解除の解除ができるものというふうに私は理解をさせていただいておりますが。ほかに何か経過でございましたら、ご意見を申し上げます。

事務局 経過というか、まず法律的なちよっと裏づけとさせていただきます、すみません。もとはといえば、これは漁場管理委員会の委員会指示に基づいてなされているもので、委員会指示そのものは、漁場管理委員会で決定すればその内容を変更することはできるわけです。先ほどもそういうことで、増殖の指示変更をご承認いただきました。それと同じですので、そのときに審議して漁場管理委員会で変更することは当然可能、許可できないという形に変えることは法律的にこれはできますので、確認です。

水口委員 そのとおりだと思うんですけども。ですからこの漁場管理委員会の判断にかかっているということなんですけれども。そのときに一番心配なのは、この解除された漁協なり団体で、こういう全部基準を守っていたにもかかわらず、不測の事態という問題があるわけで。台風や洪水で全部装置が流れてしまったということになると、実質的にはこれ、管理基準を全部守れなくなったということなんですよね。だけどそれも全部この解除されている組合の責任かということになるわけですよ。そのところが難しいと思うんですよ。

沖野会長 いかがでしょうか。

事務局 その関係につきましてはご意見のとおりでございます、ご意見の中に想定していただいたような状況が実際に発生した場合でございますけれども、申請者の努力をもってしてそのことが回避できたかどうかの判断ということになるかと思っております。当然のことながらこの基準、現在あります基準も、容易に逸出できない状態には維持してくださいというふうをお願いをしている中身でございます。気象災害ですとか、人命を優先しなければならないようなものを、これを優先すること自体は社会的にも認められませんので、その結果として逸出が起こった場合、その逸出の事実をもってして、これが遵守されていないというふうに判断するかどうかということなるわけです。その場はその場で改めてこうした場でご議論いただくことになりますけれども。社会通念上、洪水が起こって、さまざまな洪水災害を防ぐためにこの網を除去したことによって下流域にオオクチバス等が見られたということをもってして、守っていなかったというふうなご判断があるかどうかは、皆さん方のご良識にお任せするしかないんですけれども。通念上は、それはあり得ないのではないかとこのように思います。

片野委員 そもそもこのリリース禁止の一部除外に関する議論をした段階で、委員の、私を除く委員は、とりあえず網を設置すれば除外していいということだったわけですね。ただし、そうおっしゃった委員の中でも、網さえ設置すればあとはもういいという意見の方と、例えばこれまで下流にコクチバスを流出させてきたわけですね。そうすると農具川であるとか、そ

の下流に行っていると。それから野尻湖の場合は関川に行っていると。だから、そういうものに対する配慮というか措置もする必要がある。つまり、ある程度ハードルをきつくしなければこの一部解除を認められないという意見の方もおられたわけですね。そういうものについては、とりあえず網を設置するということで納得するけれども、それだけでは必ずしも十分ではないと。下流に対する責任というのがあるでしょうと。それについては、とりあえず1年目は網を設置することで非常に大きな負担と努力が必要なわけだからそれは認めるにしても、そのあとのことについては状況を見ながら検討しましょうと、そういう意見の方が多かったと思うんです。

ですから、今回こういふことで、では3年間、網を設置すればあとはどうでもいいというような議論になるということは、これまでの議論とはちょっと違うんじゃないかと。あとはだつて何も課さないわけでしょう。

三枝委員 それは違うと思いますよ。

沖野会長 点検報告というのが毎年あるわけですから、その点検報告を・・・

三枝委員 逸出防止を完全にしてくださいという条件で。

片野委員 では下流へ出てしまったものはどうなるんですか。

三枝委員 それは今までの経過であつて、それを食いとめるために逸出防止策をやってもらうと。

それでリリース禁止にしましょうという、結論はそういうことなんです。片野先生の意見、それは違う。

片野委員 しかし、例えば農具川では、今だつて流出というものに対して組合員みんなで努力して、それに対する駆除作業をしているわけですよ。

三枝委員 いや、していてもあれは網をやっていない。

片野委員 だから、それは農具川なり下流の漁協がやればよいということなんですか。私は・・・

三枝委員 いや、申請者がやれということで、今度の・・・

片野委員 私は、今、木崎湖なり農具川で遊漁料をとつてバスを利用している以上は、そういうものに対する責任もあるだろうと言っているわけです。

三枝委員 それは、その申請者自体がやるということになって、木崎湖なら木崎湖がその設置をする。

片野委員 ではあなたの意見は、網を設置すれば、網を設置して下流への流出を今抑えれば、あとはもう責任は問わなくていいということなんですね。

三枝委員 そのためにこの判断基準を設けて監視して、結果を見ましょうということですよ。

水口委員 何もしなくていいのではなくて、ここの委員会で、おかしければそれをやめさせるということもあるという議論、ずっとしているじゃないですか。

片野委員 では例えばで聞きますけれども、野尻湖の末端から、いいですか、野尻湖の末端から関川の新潟県境の間に、今、コクチバスがいるとしますね。これについてはどうされるんですか。

沖野会長 今、ちょっと議論が、中心の議論から外れていると思いますので・・・

片野委員 いや、責任論というんじゃないんですよ。とりあえずそれについては、今、網防止でいいけれども、そのあとのことについてはまた委員会で協議しましょうということだったんです。そうじゃないですか。

松木委員 新潟県の魚まで・・・

片野委員 新潟県までと言っていないよ、長野県と言っていますよ。

沖野会長 今、とりあえずこの何年間というのを決めるという話・・・

三枝委員 というのを決めるというから、1年という意見と3年という意見が出たわけで。

沖野会長 それにかかわることになりますか。

事務局 多くの委員さん方からご意見をいただいておりますけど、当初、冒頭ご説明をいたしますときに、その趣旨をはっきりさせなかったこともございまして、ちょっと紛糾ぎみになっているんですけども。今回、私どもが腹案として3年というふうに申し上げました3年間は、3年間は全く無責任にそのものを認めますということではございません。これは、毎年毎年報告を求めるということをもってして、県といたしましても委員の皆様方、会長初め漁場管理委員会といたしましても、その経過は追っていただけるようになっておりますから、それに相当する程度の申請者の努力は求めているものでございます。ただし、ですから毎年毎年がそれは管理が、最低限1年間をベースには可能でございます。これは委員会が求めなくてもそれは管理することができるということになっております。

3年間と申しましたのは、これは申請の行為そのものが、毎年毎年でなくて3年間でよろしいのではないのでしょうかというふうに、他県の状況などを見ましてご提案を申し上げたところでございまして、責任の履行期間ですとか、そうしたものはちょっと別段でございしますので、その点はちょっとご理解いただきたいというふうに思います。

片野委員 ではその責任については、また別に議論していただくということでもいいわけですか。

沖野会長 1年ごとに当然管理の結果を見て審議するということですね。

片野委員 それなら結構です。

沖野会長 ではとりあえず、大方の方、3年ぐらいというのはご納得いただけているようですね、とりあえず3年という形で期間設定をしたいというふうに思います。報告は毎年毎年來ますので、その都度、その報告に基づいて、または現地を見る場合もあると思いますが、その結果として審議すると。その結果いかんによっては、何ですか、却下もあり得る・・・

事務局 特段の措置をとっていただく場合もございます。

沖野会長 ということですね。あり得るといふか、できるということ。

松木委員 野尻湖の場合は、考えられることは、関川の方へ出るというふうに言われておりますけれども、例えばきちっと網を張って、そして週2回点検をして、投網等を打って、そういうものが出ないということを我々が確認した場合、そういうその点検簿を新潟県の方へ一緒に送っていただけるかどうか。それで、もしそうでないと、我々一生懸命やっても、まただれかが別のところから持ち込んでそういうふうに入った場合に、まだ野尻湖からそういうバスが流出しているじゃないかと言われる可能性も出てくると思うんですよ。だから漁協としてはきちっとやっているそういう成果を、年に1回ぐらいは新潟県の方へ、心配でしたらそういうあれを出していただけるかどうか、その辺、ちょっとお聞きしたいんですが。

事務局 該当水域をお持ちになる委員さんとしてのご発言としては、理解をいたすわけでございますけれども。現時点におきましては、新潟県からは、そこまでの手続を公式には要請されておりません。加えまして、ご要請のあるような内容を県として自主的にやった結果について、少し、いわゆる責任のあり方といいますか、そうしたものについての議論をむしろ呼

び起こしてしまう可能性もございますので、この関係につきましては、今日の時点ではちょっと即答を避けさせていただきます。よく検討させていただきます。場合によりますれば、直接、該当水域で漁業権をお持ちの団体から新潟県に送っていただくこと自体については、私どもは制約をいたしませんけれども、県と県との間でそのようなことをするかどうかにつきましては、しばらく熟慮をさせていただきたいとお許しをいただきたいと思います。

松木委員 単協でやるのは、それは差し支えないということですね。わかりました。

沖野会長 松木さん、よろしいですか。

松木委員 はい。

沖野会長 それでは、今の（６）の問題の最後は、期間３年ということできりあえず決めていただきたいと思います。

最後に、今までの再放流禁止の周知の中身について、これは報告事項ですので、事務局の方からこんな形でということで、資料６の方、よろしくをお願いします。

事務局 （資料により説明）

沖野会長 どうもありがとうございました。今までの経過報告ということですが、もし近くにこういうのがあったら、また見ておいていただければというふうに思います。

塩澤委員 告知板というところに、この長野県ででかい天竜川が落ちているんだけれども、これ、あれですか、皮肉に聞こえるかもしれないけど、諏訪湖はでかいのにいっぱいいろいろ外来魚がおるんですけど、その流出している天竜川に張ってないんだけれども、天竜川はないと書いてある。ないですか、予算がなくてできなかった・・・

事務局 ちょっと実は、１年で全部に配れなかったんで、順次増やしていきたいというのがありまして、来年もつくりたいなどは思っているんですけども。

塩澤委員 そうですか。諏訪湖のために残しておいたのかと思って。

事務局 そのような意図ではございません。

塩澤委員 わかりました。

沖野会長 よろしいですか。

水口委員 直接は関係ないんですけども、ため池管理者にお願いされたということですが、長野県でため池は、その管理者のわかるため池はいくつぐらいあるものですか、何百ですか。

事務局 はい、何百ですけど、総数でいきますと2,000近く。

沖野会長 よろしいですか。

水口委員 はい。

沖野会長 それでは一応、審議また報告事項、全7つ終わりました。その他が最後にありますが、事務局の方から何かございますか、その他。

事務局 特に、先ほどから何回か申し上げましたけれども、スケジュールといたしまして、このあとまたすぐにございますけれども、9月に委員会を予定している。その間に、8月下旬にはお願いして、区画漁業権のための公聴会を開催させていただきますので、ちょっとまたスケジュール調整をさせていただきたいというお願いがございます。

沖野会長 塩澤さん、何か。

塩澤委員 今までのバスのこういう状況になるまでの中で、私が一応釣り人として行政に対してお願いしたいことがございますので、ひとつこれをご審議いただきたいと思うんですが、一

つは、河川管理上、外来魚の問題をこれだけ言っているんですが、ただ釣る行為ということになると、釣り人は釣るということで河川に入ることは別に問題ないわけなので。そういう形になりますと、我々釣り人としたら、管理上、これは提案ですから、釣り人からの認定魚種外の魚種ではあるけれども、管理をするための入漁権、これは混獲ということでのとり方になると思うんですけれども、現在、野尻湖だとか木崎湖でやっているような形で、要するに管理をするための手数料といたしますか、そういう形でやったらどうかと。

それに付随して言っていきますと、これ、外来魚の問題の中で諏訪湖という問題が、大きな問題があるんでございますが。この諏訪湖の例を見ると、今、駆除のために釣り大会をやっておると。それで釣り大会以外では、1匹持っていくと500円の何か駆除費がもらえるというようなことになっているわけですけれども。これは、えさ釣りだからとか、ルアー釣りだからとかという区別をしておるようすけれども、釣り人には関係ない話で、こういう問題が混乱を起こすということでございますので、この、今、2湖以外でこういう行為をしておるのは、諏訪湖が要するに駆除と言ってそういう釣り大会をやり、それで日常、釣りをえさ釣りでやる人には駆除費を払うということでございますので、この問題をやはり、先ほどの防止というような問題になってくると、あの天竜川を、釜口水門に網を張れなんていったらだれも張れる人はおらんのだろうと思うんですが。外来魚という問題になると、我々釣り人を悪く言うだけでなく、これ、河川管理上、それでまたこういう農政部の方のこの園芸畜産課としてのそういう問題というものを、今後、考えていただかないと、釣り人を困惑する問題となるのがこれ非常に大きくあると思います。

それともう一つ、外来魚駆除という問題での駆除費の問題なんですけれども、これが、この間、何か私も出たわけではないので、こういうことがあるということを知りたいんですが。この間の出前講座の中で、F B'sという人の中から、この駆除費の問題について、できたら聞いてほしいと。これ、市町村にまで行っておるわけなんで、その駆除に対するそういう目的がどうも理解できてないんじゃないかなと思うんですが。外来魚2匹駆除と書いてあって、正々堂々ともらっている金額は5万円なんです。1匹2万5,000円の駆除費を正々堂々ともらっておるわけなんで、諏訪湖漁協なんかにおくと何十円という小さい金額、これは数が多くなるからそういうことになるんですけれども。これ、釣り人から見ると、また一県民から見ると、税金を払っておる人間とすると、これは少々、補助金事業すべての見直しということが必要ではないかなというふうに考えますので、一応、委員として、それでまた釣り人として提案をさせていただきます。以上です。

沖野会長 最初の問題は、即、どうというのが難しいかと思えます。駆除費の関係は、どういうふうな形になっているんですか。

事務局 ちょっと駆除費の関係はこっちからご説明させていただきます。管理をするためのことにつきましては、これは本席において、漁場としての管理ということではなくて河川の管理ということでございますと、これはちょっと事象が本席とは違うかなというふうな受けとめさせていただきましたけれども。河川管理上、釣り人が入るので、それについての管理をするための所要な経費を、そこに立ち入る者に対して負担をさせるというのは、ちょっとこの場ではお答えできません。これは河川管理者である者の部署もしくは国との関係になりますので、それはちょっと私どもの所掌外になってしまうというふうに思います。

沖野会長 それで2点目の方の駆除費。

事務局 ・駆除の費用の関係ですけれども、県としましては、駆除事業を行っている漁業協同組合、今、市とかございましたけれども、ため池の関係にも駆除をするという場合、市が代表になっていましたけれども、実際にはその地域のため池管理者ですね、の方のところに補助しまして、駆除をやってもらっていただいているという形です。駆除費の算定というのは、どのような回数駆除に出かけていって、どのような網を買って、どのような人たち、要は賃金も払ってというような内容を見させていただいて、計画を出していただいて、それに基づいてやっていくんですが。

中に、やはりとれている尾数が少なかったりするものもあります。ちょっと今、この場にもがないのですぐ詳しい内容はちょっとお答えできない部分がありますが、私の覚えているところだけでお答えするんですが、例えば組合によっては、1年目にかなり頑張ってやっ取りましたと。次の年も同じだけやったんですけど、次の年になったら今度はだんだんとなくなってきたという場合もあるんです。そうすると、形とすると同じ力をかけたけれどもとれている数はどんどん少なくなるので、事業効果は私は上がっていると思うんですが、とれている1匹当たりの魚の単価は高くなっていくというようなことが漁協も起きております。

事務局 補助事業の精神は、一定の駆除行為に要する経費に対する助成をさせていただいております、成果に対する助成ではございません。例えば1日数人の方をお願いをして、専門的に駆除をお願いすると。結果としてそれが10匹しかとれなかったということであっても、お願いをした方には日当なり何なり、あるいはそれに要する資材などの経費がかかるわけございまして、そうしたものに対して助成をするという形をとっております。したがって、結果としては、非常に駆除匹数が、駆除される魚の数が時として少ない場合も想定されますが、これは意図的に、ご心配になるような意図的にそうした行為がされるというものがない限りにおいては、それはもう問題ないものというふうに思っております。かかっております経費がそれだけのものであるということでございます。

ただ、確認させていただけるかどうかわかりませんが、何かあいまいな形で、何か1匹当たりいくらをお支払いするというふうな形でやっているのであれば、その点につきましては、補助事業の根幹の制度の精神と若干の違いがあるかもしれませんので、この点については確認行為をさせていただきます。

事務局 諏訪湖漁協さんは、県の補助事業は受けておられませんので。

沖野会長 組合費の中からですね。

中澤委員 参考に、私もそれに携わったんですが。補助事業をやめたというのは、その出勤に対しての、今、課長さんのお話があったとおりです。そういうことで、非常に何百匹、何千匹をとる人もあるし、その日によっては1匹2匹、中にはゼロの日もあるけれども、出たと言いつらいから言わない、これでも本当は出勤費を払わなければいけないんだけど、そういうような不公平もあるということの中から、国、県の補助をもらうには、できない買い上げ、これは実績に対する支払いなものですから、1匹いくらということになれば、これは組合単位でやらなければいけないということで、3年前からそういったことで補助事業はやめて、今は買い上げという、組合の事業として組合費を使っての中でやっているということなんです。

で、そこら辺、ご理解をいただきたいと思います。

沖野会長 どうもありがとうございました。塩澤さん、よろしいでしょうか。審議と言われても、ちょっと皆さん全員がうまく理解してない部分もありますので。今のところはそういうお答えで、次の回にでももし審議事項として上げたければ・・・

塩澤委員 今、私が申し上げたことを、また次の回に事務局の方から回答いただければと思います。

沖野会長 また事務局の方でも、審議というか、話題の中身が全員が理解しているかどうかわかりにくいので、どういう内容について・・・

事務局 今申し上げましたように、第1点目の管理の関係につきましては、漁場管理委員会におきましてご審議をいただく対象外と受けとめさせていただいております。したがって次回以降につきましても、同様なご意見、ご発言いただきましても、特別な見解を差し上げられる内容がございません。この委員会、もしくは私ども農政部といたしましては、

塩澤委員 農政部としては、

事務局 はい、これは河川管理者の問題になります。

沖野会長 何となくちょっと違う話をされているような気がするんで・・・

塩澤委員 だけど河川管理者というけれども、私はオオクチバスの駆除の問題が対象になるから、こういうことをあわせて言っておるんで。だって諏訪湖で駆除駆除とやっておるのに、あの河川から天竜川に流出しておるわけですよ。

事務局 ちょっといずれにいたしましても、ちょっと塩澤委員から、後刻、ご発言の内容は伺わせていただきまして、もし必要がございますれば、次回のときにまたご発言をいただくような機会は、また会長とご相談をさせていただきたいというふうに思います。

沖野会長 そうしてください。そうしていただければ大変ありがたい。

事務局 それ以外の補助の関係につきましては、ただいまご説明をいたしましたとおりでございます。

沖野会長 それは結構です。

片野委員 今日、もうちょっと議論したかったのは、リリース禁止措置の効果の検証、それからどうやって実際に守らせていくかということですよ。その除外区域以外のところなんですけれども。これについては、委員会指示を守らない場合は、一定手続を経て知事が指示を守るように命令を出す云々とあるんだけど、なかなかこの手続自体、結構難しいと思うんですね。その辺については、次回、ちょっと時間をとって議論していただきたいと思います。

沖野会長 事務局の方でその内容についてもちょっと片野さんと相談の上、この場で審議できる内容にしていいただければというふうに思います。

事務局 わかりました。

沖野会長 皆様のご協力でちょうどぐらいに終わることができましたが、まだ外は暑いだろうと思いますけれども、一応、議事の方はこれで終了ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。これをもちまして第198回内水面漁場管理委員会を終了いたします。

議事録署名委員

議事録署名委員